

## 富山市建設請負工事監督要領

### (目的)

第1条 この要領は、富山市が発注する建設工事請負契約の履行の監督に関し、地方自治法、同法施行令、富山市建設工事標準請負契約約款、富山市契約規則及びその他法令、規則に定めのあるもののほか必要な事項を定め、もって請負契約の適正な履行を確保することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領に使用する用語は、次の定義によるものとする。

- (1) 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
- (2) 設計図書とは、特記仕様書、図面、工事数量総括票、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (3) 段階確認とは、設計図書に示された段階又は監督員が指示した工事施工途中の段階において、監督員が立会い等により、出来形、品質、規格及び数量等を確認することをいう。
- (4) 検査とは、富山市建設請負工事検査規程第5条第1項の検査をいう。
- (5) 課長とは、工事担当課長をいう。

### (主任監督員及び監督員)

第3条 監督員は、一工事ごとに課長が所属の技術職員の中から、工事の種類、難易度により現場経験年数を考慮して指名した職員とし、その数が二人以上の場合には、上級職員が主任監督員となるものとする。

- 2 主任監督員及び監督員（以下「監督員」という。）は、課長の指示を受け、担当する監督業務を処理するとともに、この要領により課長に報告すべき事項が発生した場合は、係長等を通じて行わなければならない。
- 3 課長は、監督員が工事の主要部分の確認行為等を行う場合は、必要に応じて経験豊富な職員を同行させるものとする。

### (監督業務の委託)

第4条 工事について、特に専門的知識及び特殊な技術を必要とするとき、又はその他の理由により監督員によって監督を行うことが困難であり、又は適正でないと認められるときは、工事担当部長は、市長の承諾を得て本市職員以外のもの（以下「委託監督員」という。）に監督を委託することが出来る。

- 2 工事担当部長は、委託監督員をして監督を行わせるときは、その監督の結果について調査その他監督内容を明確にした書類を作成させ、工事

担当部長に提出させなければならない。

- 3 工事担当部長は、第1項の規程により委託監督員をして監督を行わせるときは必要に応じて本市職員を立ち合わせることができる。

(監督の技術基準)

第5条 監督員が監督を行うにあたって必要な技術基準は、富山市建設請負工事共通仕様書1.(2)に掲げる事項並びにその他必要な法令等によるものとする。

- 2 監督員は、別に定める「施工プロセス」のチェックリスト(別表1)により、施工体制、施工状況を点検する。

(監督業務)

第6条 監督員は、建設工事請負契約の円滑な履行のために文書等により次の業務を行うものとする。

- (1) 現場監督指導状況記録(様式第1号)の作成、工事打合せ簿(様式第2号)の作成、及び提出書類の受理
- (2) 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図面の作成及び受注者が作成したこれらの図面の承諾
- (3) 下請状況の確認
- (4) 契約図書に基づく工程の管理、工事の実施状況及び工事材料について段階確認(監督員段階確認及び検査員検査事項(別表2)参照)
- (5) 関連する工事の工程等の調整
- (6) 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認められた場合における当該処置及びその他必要な事務処理
- (7) 工程上の特記事項(一部完成検査及び段階確認箇所等)の施工計画書への明記の指示
- (8) 既済部分検査(出来形検査)のための調査及び出来高調書の作成
- (9) 検査の立会い
- (10) 成績の評定
- (11) その他、課長から指示された業務及び契約図書に基づく業務

(監督の報告等)

第7条 監督員は、前条の業務を適正に執行するため、次の事項を課長に文書等で報告するものとする。

- (1) 「施工プロセス」のチェックリストの結果
- (2) 工事施工中の段階確認の結果

- (3) 工事施工前及び工事施工途中の受注者との協議で特に必要があるもの
- (4) 工事の進捗状況
- (5) 工事内容、工程の変更に伴う確認、指示、承諾及び協議
- (6) 受注者に対して措置要求を求めなければならない事項
- (7) 工事の施工が設計図書に不適合であり、その改善を請求しなければならない事項
- (8) 工事施工途中に発生した現場事故（様式第3号）
- (9) その他報告の必要が認められる重要事項

（監督に関する図書）

第8条 監督員は、次の図書（受注者から提出された図書を含む）を作成整理して監督の経緯を明らかにしておくものとする。

- (1) 指示書、承諾書及び協議書等受注者と交換した図書
- (2) 工事施工途中の検査及び段階確認等の内容を記載した図書
- (3) その他監督に使用した図書

（委託業務の監督）

第9条 設計、測量及び調査並びにその他の請負契約に係る監督については、この要領に準じて行うものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(経過措置)

この要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）から以降に契約する工事から適用し、施行日以前に契約した工事の監督は、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>現場監督指導</span> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">                 事前協議 指 示 現場監督             </div> <span>状況記録</span> </div>			
工 事 名			
場 所	富山市 地内		
設 計 金 額	-	変更設計金額	
請 負 金 額	-	変更請負金額	
契約年月日		現場代理人	
受注者		監理技術者	
		主任技術者	
		担当技術者	
契約工期	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">                 着 工 _____ 年 ____ 月 ____ 日                  竣 工 _____ 年 ____ 月 ____ 日                  変更工期 _____ 年 ____ 月 ____ 日             </div> <p style="text-align: center; color: red; margin-top: 20px;">完成日 _____ 年 ____ 月 ____ 日</p>		
工事概要			
関連工事関係			
その他			



## 工事打合せ簿

工事名				
受注者				
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	
下記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他				
〕 します。				
(内容)				
添付図 葉、 その他添付図書				
処理・回答	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者	処理・回答 年月日	
上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他				
〕 します。				

課 長	課長代理	係 長	監督員

現場代理人	主任 (監理) 技術者
/	/

様式第3号

課長		課長代理	係長	監督員

年 月 日

(宛先) 富山市長

住所  
受注者 氏名

### 現場事故について(報告)

このたび、次のとおり事故が発生しましたので、報告します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所            富山市            地内
- 3 事故の概要
  - (1)発生日時
  - (2)発生場所
  - (3)被災者等
  - (4)事故発生状況及び発生原因

①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境で ④どのような不完全な状態があつて ⑤どのようにして事故が発生し ⑥どの程度のけが又は被害であるかを記入すること。  
※平面図等関連した図面を添付すること。

(注) 工事担当課にて受付印を押印すること。



別表 1

## 「施工プロセス」のチェックリスト

1. 工事名

所属

2. 工期

監督員名

3. 施工業者

①「施工プロセス」のチェックリストは、標準仕様書、約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員が確認する。

②チェック欄では、書類・写真等での確認もしくは現場確認等により、その内容がOKであればチェック欄に「レ」を記入する。

③用語の定義 契約後:当初契約後 変更後:工期内に行う契約変更後 完成時:工事完成時 着手前:工事着手前 当初:当初施工計画書  
検査時:完成検査 変更時:技術者変更時, 施工計画書変更時

④各欄がOKの場合は、確認欄にレを記入する。

審査項目	種別	確認項目	チェックリスト一覧表	チェック欄			確認欄
				着手前	施工中	完成時	
1 施 工 体 制 一 般	1	○計画工程表	01.契約締結の7日以内に契約工程表が提出された。	契約後	変更後		
		○工事カルテ	02.工事カルテの申請登録は、監督員の確認を受けた上で契約締結後10日以内に行なわれている。(請負額500万円以上対象工事)	契約後	変更後	完成時	
	○建設業退職金 共済制度等	03.掛金収納書(発注者用)が契約締結後1ヶ月以内(電子申請方式の場合は40日以内)に提出された。	契約後	変更後			
		04.「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示されている。		施工時			
		05.労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されている。		施工時			
	○施工体制台帳	06.建設業退職者共済証紙の配布が受け払い簿(電子申請方式の場合は掛金充当書)等により適切に管理されている。		施工時			
		07.施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。	当初	変更後			
		08.施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書が添付されている。	当初	変更後			
	○施工体系図	09.施工体制台帳に、下請との権限及び意見について申出方法等が記載されている。	当初	変更時			
		10.施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。	当初	変更時			
		11.施工体系図に記載のない業者が作業していない。		施工時			
	○建設業許可標識	12.施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。	当初	変更時			
		13.元請負人が下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等と共によく指導している。	当初	変更時			
14.建設業の許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されている。			施工時				
2 配 置 技 術 者	○現場代理人	15.現場代理人は現場に常駐し、工事全体の把握ができています。		施工時			
		16.現場代理人は監督員との連絡調整を書面で行なっている。		施工時			
	○専門技術者	17.専門技術者を配置している。	当初	施工時			
	○作業主任者の専任	18.作業主任者を選任し、配置している。	当初	施工時			
	○潜水作業従事者	19.潜水作業従事者を適正に配置している。(港湾工事)	当初	施工時			
	○海上起重作業船団長	20.海上起重作業船団長を適正に配置している。(港湾工事)	当初	施工時			
現 場 代 理 人 ・ 監 理 ・ 主 任 技 術 者	○監理技術者(特例監理技術者を置く場合は、監理技術者補佐)又は主任技術者の専任制 (※1)特例監理技術者を置く場合は、監理技術者補佐についても確認する。 (※2)主任技術者の専任は、元請負額4,000万円以上。	21.JCIS又はCORINSで資格者証情報を確認した。 ※JCIS又はCORINSにて確認できない場合は資格者証の写しにて内容を確認した。	着手前				
		22.届に記載された監理技術者(主任技術者)等と施工体制台帳に記載された監理技術者(主任技術者)等が同一であった。(※1) (監理技術者は、下請負総額4,500万円以上)	着手前				
		23.現場に常駐していた。(専任を要する場合)(※2)		施工時			
		24.施工計画や工事に関わる工程、技術的事項を把握し、主体的に関わっていた。		施工時			
		25.施工に先立ち、創意工夫、又は提案をもって工事を進めている。		施工時			
○下請負者の把握	26.下請負者が県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。		施工時				

2	施	1	○設計図書の照査等	27.約款第18条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。	着手前	施工時			
			28.現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出した。	着手前	施工時				
		○施工計画書	29.契約後30日以内、かつ、施工(変更を含む)に先立ち、提出した	着手前		変更時			
			30.記載内容(作業手順等)と現場施工方法が一致している。		施工時				
	31.記載内容(作業手順等)と現場施工体制が一致している。			施工時					
	○施工管理 ・工事材料管理	32.記載内容が、設計図書の内容及び現場条件を反映している。	着手前		変更時				
		33.工事材料等の使用及び調達計画が十分になされ、管理されている。		施工時					
	工	・出来形、品質管理	34.品質確保のための対策が見られる。		施工時				
			35.日常の出来形、品質管理が適時、適確に行なわれている。		施工時				
	管	○検査(確認を含む)及び立会い等の調整	36.現場でのイメージアップを積極的に取り組んでいる。		施工時				
37.中間検査及び段階確認の手続きが事前になされている。				施工時					
理	○工事の着手	38.中間検査、段階確認の時期が、適切である。		施工時					
		39.契約締結後の30日以内に、施工した。		施工時					
工	○支給材料及び賃与品	40.受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。		施工時					
		41.受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されたことを確認し提示した。		施工時					
状	○建設副産物及び建設廃棄物	42.再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。		施工時					
		43.工事全体で、使用機械・車両等で低騒音、排ガス対策機械を使用している。		施工時					
3	2	○工程管理	44.工程のフォローアップ等を実施し、工程の管理を行なっている。		施工時				
			45.現場設計内容の変更への対応が積極的で処理が早く、また、地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。		施工時				
			46.休日の確保を行っている。		施工時				
	○安全活動	47.災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動した記録が整備されている。(同一現場で複数の業者が作業する場合に設置される)		施工時					
		48.店社パトロールを1回/月実施し、記録が整備されている。		施工時					
		49.安全教育・訓練等を4時間/月以上適時、適確に実施した記録が整備されている。		施工時					
		50.安全パトロール、安全ミーティング(KYK)等を実施し、記録が整備されている。		施工時					
		51.新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。		施工時					
		52.過積載防止に積極的に取り組んでいる。		施工時					
		53.使用機械(港湾工事の場合は使用船舶)、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。		施工時					
全	○安全パトロールの指摘事項の処理	54.重機操作に際して、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置等がなされている。		施工時					
		55.山留め、仮締切等について設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。		施工時					
		56.足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。		施工時					
		57.工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。		施工時					
4	○関係機関等	58.各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。		施工時					
		59.工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を行ない、トラブルの発生がない。		施工時					
		60.工事施工にあたり、地権者等との折衝及び調整を行った。また、地区住民等からの苦情等に対する的確に対応した。		施工時					
対外関係	○関係機関等	61.関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。		施工時					

別表 2

監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任において行う写真及び報告等	監督員 確認	検査員
総括事項	・ 施工計画書の内容の確認		○	
	・ 施工計画書と現場との対比確認		○	
	・ 現場発生品の処理状況の確認	○	◎	
	・ 材料の品質確認(ミルシート等)	○	◎	
	・ きわめて重要な工事材料の確認又は検査		□	○
	・ 不可視部の確認	□	○	
	・ 重要な不可視部の確認又は検査		○	◎
	・ 指定仮設の確認又は検査		○	◎
	・ 丁張、基準となる仮設及び標識等の点検確認	○		
	・ 法線及び構造物等の設置位置の確認	○	◎	

注意事項

- 1 本表の構成は、総括事項、一般施工、各工種の淳となっている。  
各工種に共通する事項については、総括事項及び一般施工で一括掲載しているので、必ず参照のうえ実施するものとする。
- 2 監督員 : 立合いによる確認  
検査員 : 中間検査  
  
○ : 基本  
◎ : 重要、大規模  
□ : 技術的に軽易
- 3 段階確認の「請負者の責任において行なう写真及び報告等」が基本であっても、必要に応じて監督員の立合いによる確認を実施するものとする。

監督員段階確認及び検査員検査事項

一般施工	業 務 項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任において行う写真及び報告等	監督員 確認	検査員
作業土工	・床掘りの基準高等の確認	○	◎	
	・埋戻し材料の品質の確認	○		
型枠支保工	・型枠支保工の確認	○		
	・基準高の確認	○		
	・脱型及び支保工の適期の確認	○	◎	
鉄筋工	・鉄筋量及び配置組立の確認又は検査		○	◎
	・ガス圧接状況及び強度の確認	○		
	・ガス圧接の形状寸法の確認	○	◎	
コンクリート工	・コンクリート打設状況の確認	○		
	・暑中、寒中及び水中コンクリート打設状況の確認	○		
	・施工継目及び養生の確認	○		
土工	・盛土における腐食土等有機物除去、段切り伐採及び除根等の確認	○		
	・盛土材料の品質の確認	○		
	・盛土の敷均し及び転圧状況の確認	○		
	・切土工での土質変化点の確認		○	
	・長大法面の安定等の確認	○	◎	
	・残土処理場(指定)の着手前及び完了後の確認		○	

監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任において行う写真及び報告等	監督員 確認	検査員
一般構造物基礎工	・直接基礎の土質及び岩質の確認	○	◎	
	・砕石、栗石基礎の締固め、厚さ、長さ及び基準高の確認	○		
	・コンクリート基礎における寸法及び基準高の確認	□	○	
	・杭及び矢板材料の確認又は検査		○	◎
	・試験打ちの状況等の確認		○	
	・杭及び矢板の打込み状況の確認	○		
	・杭及び矢板の打ち込み長さ、偏心及び基準高の確認又は検査		□	○
・杭頭処理の状況の確認		○		
管（函）渠工	・直接基礎のとき土質及び基礎清掃状況の確認	○		
	・埋戻し材料の確認	○		
	・材料の確認	○	◎	
	・基礎の基準高及び基礎の確認	○	◎	
	・管渠の基準高の確認	○	◎	

監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任において行う写真及び報告等	監督員 確認	検査員
下水道管 渠工	・シールドマシンの工場検査(1回のみ)			○
	・セントル型枠の確認(1回のみ)		○	
	・セグメントの材料確認		○	
	・矢板納入の確認	○		
	・薬注及び地盤改良材料の検収		○	◎
	・裏込注入状況の確認	○		
	・2次覆工前の清掃状況の確認	○		
	・2次覆工の巻厚の確認	○		
	・空伏工鉄筋の確認	○		
	・場所打マンホールの出来高確認(全箇所)		○	
	・管伏設後、砂巻立状況の確認	○		
	・1次覆工の形状寸法の検査			○
	・2次覆工の形状寸法の検査			○
	・推進工の形状寸法の検査			○
・材料検査(管) 〔 H4年度より下水協会自主施工管理により検査一部省略可。 協会が代わって検査を行う。 〕				

監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任において行う写真及び報告等	監督員 確認	検査員
石積(張) ブロック 積(張)	・積(張) 石及びブロック材の品質の確認	○	◎	
	・裏込厚及び水抜工の確認	○		
擁 壁	・枠工等の間詰材の品質の確認	○		
	・裏込厚及び水抜工の確認	○		
法覆工	・筋芝及び張芝材料の確認	○		
	・法面仕上げ及び清掃の確認	○		
	・間詰材の品質の確認	○		
種子、緑 化吹付工	・地質状況の確認	○	◎	
	・法面仕上げ及び清掃の確認	○		
	・ラス張材料の確認	○		
	・ラス張等設置状況の確認		○	
	・散水養生の確認	○		
セメント 等吹付け 工	・地質状況の確認	○	◎	
	・法面仕上げ及び清掃の確認	○		
	・モルタル等配合及び強度の確認	○		
	・ラス張材料の確認	○		
	・ラス張等の設置状況の確認		○	
アンカー 工	・削孔長の確認		○	
	・削孔位置の確認		○	
	・削孔方向の確認		○	
	・アンカーの引張(引抜)試験の実施 ※全本数の2%、ただし2本以上			○

監督員段階確認及び検査員検査事項

	業務項目	段階確認		中間検査
		受注者の責任において行う写真及び報告等	監督員 確認	検査員
鉄線蛇籠 フトン籠 工	・床拵えの確認	○		
	・基準高の確認	○		
	・蛇籠及びフトン籠の品質の確認	○		
路 体 路 床	・盛土材、敷均し及び転圧等の確認	○		
	・路床材料及び転圧等の確認	○		
	・基準高の確認	○	◎	
	・C B R 等の確認	○		
下層路盤 上層路盤	・路盤材料の確認	○		
	・敷均し及び締固め状況の確認	○		
	・基準高、仕上がり厚及び幅等の確認又は検査		○	◎
	・締固め度の確認	○		
アスファ ルト 基 層 表 層	・路盤面清掃等の確認	○		
	・タックコート、プライムコート及び舗設状況の確認	○		
	・切削補修の切削厚の確認	○	◎	
	・基層の基準高、仕上り厚及び幅等の確認		○	
橋梁下部 工	・基準高の確認		○	
	・基礎地盤の確認又は検査		○	◎
	・井筒及びケーソン等の検査			○
	・支間、径間及び沓位置等の確認又は検査		○	◎
橋梁上部 工一般	・沓及び伸縮装置の据付確認		○	
	・高欄の据付確認	○	◎	



監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任において行う写真及び報告等	監督員 確認	検査員
P C 橋 ( P C ス ノー シェッド キーパー バリヤー を含む)	・ P C ケーブルの配置組立等の確認又は検査		○	◎
	・ グラウト材料の配合及び強度の確認	○		
	・ グラウト前後の状況確認	○		
	・ 運搬、仮置及び架設状況の確認	○		
	・ 緊張状況の確認	□	○	
	・ プレキャスト桁 ( JIS桁 ) の工場検査		□	○
鋼橋 ( 鋼 製スノー シェッド を含む)	・ 原寸及び鋼材の品質形状の確認又は検査		○	◎
	・ 溶接及び仮組立ての確認又は検査		○	◎
	・ 高力ボルト等の締付けの確認		○	
	・ 運搬、仮置及び架設状況の確認	○		
その他の 橋梁	・ 重要性に応じてその都度分担を決める。			
塗 装 新 設	・ 工場での前処理状況の確認	○		
	・ 工場塗装膜厚の確認	○	◎	
	・ 現場塗装の確認 ( 中塗り )		○	
	・ 工場及び現場塗装の充缶及び空き缶の確認	○		
塗 装 替	・ ケレンの確認又は検査		○	◎
	・ 下塗厚及び中塗厚の確認		○	
	・ 充缶及び空き缶の確認	○		

監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任において行う写真及び報告等	監督員 確認	検査員
トンネル (NATM)	・吹付コンクリートの配合及び強度の確認		○	
	・移動式型枠の仮組立検査(工場検査)			○
	・地質急変時の地質確認検査(支保パターンの変更を伴う場合及び補助工法が必要な場合)		○	
	・吹付コンクリート打設前の鋼支保工の確認	○	◎	
	・吹付コンクリートの出来形の確認	○	◎	
	・ロックボルトの確認	○	◎	
	・計測A及び計測Bによるトンネル安定性の確認(覆工コンクリート打設前に行うこと)	○	◎	
	・鋼支保工、吹付コンクリート、ロックボルト等の支保工完了の検査			○
	・防水工の確認	○	◎	
	・覆工コンクリートの打設前の確認(移動式型枠設置時の確認)		○	
・インバートコンクリート打設前の確認	○	◎		
その他のトンネル	・NATMトンネルを参考として重要性に応じてその都度分担を決める。			
ボーリング及び井戸(調査ボーリングを除く)	・掘進状況及び地質の確認		○	
	・ボーリング及び井戸の深さの検尺		○	
	・揚水試験の確認		○	
	・ベントナイト最終処理状況等の確認	○		

監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任において行う写真及び報告等	監督員 確認	検査員
築堤	・湧水カ所の措置状況の確認		○	
水制床止 根固工	・仕拵の確認	○		
	・寸法及び据付基準高の確認又は検査		○	◎
樋門樋管 水門	・樋門、樋管、水門の材料確認又は検査		○	◎
	・寸法及び据付基準高の検査		○	◎
砂防	・地質状況及びダム基礎地盤の確認		○	
	・基礎地盤の仕上げ、清掃の確認		○	
	・ハイダムの基礎地盤の検査 (H ≥ 15m)			○
	・提体打継目の確認	○		
地滑り工	・地質状況の確認	○	◎	
	・集水井の掘削及び地質状況の確認	○		
	・集水井の基準高の確認		○	
	・ボーリングの検尺		○	
急傾斜工	・切取り面の状況の確認		○	
	・湧水処理の確認		○	

監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任において行う写真及び報告等	監督員 確認	検査員
海岸工事 基礎工	・材料確認（帆布、捨石等）		○	
	・床堀の確認	○	◎	
	・帆布布設完了、捨石均し完了後、数断面について断面の全容が分かる水中写真を撮影	○		
	・捨石均し（荒均し、本均し）の確認又は検査		○	◎
離岸堤人工リーフ等	・異形ブロック、方塊等の製作完了確認又は検査		□	○
	・帆布布設完了、捨石均し完了後、数断面について断面の全容が分かる水中写真を撮影	○		
堤防護岸	・コンクリート基礎の確認		○	
	・防砂板設置の確認	□	○	
	・裏込工（法、密度）の確認	○		
	・基礎砕石、捨コンクリートの確認	○		
	・異形ブロック製作完了確認又は検査		□	○